

IFRS、混乱誘う2つのリスク

堀本善雄 プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン専務



IFRSには制度批判や混乱を招く2つのリスクがある。

1つ目は専門家が保守的な運用指針を作り、企業の過剰反応を招くこと。

2つ目は運用実態の検証なき「直輸入」。本質から外れた運用を誘う危険がある。

大切なのは経営内容を正しく伝える経営者の姿勢。会計技術論ではない。

今、私の手元には、かつて金融庁が作成した2つの資料がある。

ひとつは、「内部統制報告制度に関する11の誤解」という資料で、平成20年に内部統制報告制度が導入された際に作成されたものだ。本件では、一部の外部専門家が行き過ぎの厳格で形式的な対応を主張するケースがあったが、それに従わなければならないというのは誤解であるといったことが説明されている。

今ひとつは、「金融商品取引法の疑問に答えます」という資料で、平成18年の金融商品取引法改正に伴い、金融機関の顧客対応現場において、例えば、高齢者に対しては一律にリスク商品を勧誘・販売しないといった過剰反応が生じたため、金融庁が発表したものだ。

これら新制度導入については、結果的に、金融庁がこうした資料を公表しなければならぬほど誤解が広がり、それに伴い混乱や制度に対する批判が生じた。私は、同様の事態が、IFRS（国際会計基準）の適用に関して発生しないか危惧している。

IFRSに関しては、企業会計審議会の中間報告において、2010年3月期からの任意適用、及び強制適用の是非を2012年ごろに判断することが報告された。これを受け、企業会計関係者や企業においては、準備作業が開始されつつある。私は、このIFRSには、上記のリスクを高める2つの要素があると考えている。

ひとつは、IFRSがもつプリンシパルベースである。その利点は、プリンシパルベースで、各国・各企業の実態に応じた開示方法を判断する余地があるということである。他方、こうしたプリンシパルベースの下では、個々の企業の説明責任も大きくなる。これまでルールベースに慣れ親しんできた会計関係者や企業の中には、この重責に耐えかね、何らかの形で詳細なルール（セーフハーバー）を作してほしいとい

うニーズが高まる。こうしたニーズに応えるべく専門家が活躍するのであるが、どうしても、あらゆる場合を想定した保守的な標準ルールを作ってしまう。上記2例では、こうした状況が生じてしまったわけだ。

今ひとつの要素は、IFRSが、グローバルスタンダードとして日本に「直輸入」される、というイメージがあることである。企業会計は、一定の共通の目録の下、個々の企業実態に関する情報を適切かつ客観的に一般投資家等に提供することを目的としている。IFRSも、日本における「経営実態に応じた適切な開示」と「開示の恣意（しい）性の排除」という2つの目的を踏まえ、バランスのとれた運営が求められるが、国外におけるルールの運用実態について十分な把握が行われないまま「直輸入」され、企業会計の本質から離れた運用が生じる危険性がある。

例えば、IFRSにおける減価償却は「定額法のみが認められる」という誤解が一部にある。これはヨーロッパにおいて、実務的に定額法が一般的であり、それを認める規程があることから生じた誤解だが、この例などは、海外の運営実態を十分に踏まえないで、制度を「直輸入」してしまうリスクをよく表している。

こうした事態を回避する方法のひとつは、上記2例と同様、金融庁が誤解の解消に向けて対応することである。筆者としては、金融庁の積極的な対応を求めたい。

他方、より根本的には、本来、各企業が経営判断として自主的に決定していくべき事項について外部専門家の技術論に過度に依存しないことが重要である。IFRSにおいて重くなる各企業の説明責任を、経営者が果たすことに強い意志を持たなければ、同制度の本来の利点が発揮されない。重要なのは専門的な会計技術論ではなく、経営実態を最も正しく外部に伝える方法は何かという判断であり、これは経営実態を

最もよく知る経営者自身の仕事である。IFRS導入については、様々な懸念や批判があるが、問題の原因は、IFRSの制度自体にあるのではなく、我が国における企業会計の運用のあり方にあるように思われる。

これに加えて、とりわけ金融機関では、今般の金融危機を受けて、金融商品会計のあり方について、様々な議論がなされていることに留意する必要がある。いたずらに近視眼的な対応に陥るのではなく、金融商品会計を取り巻く大きな変動を視野に入れた、戦略的な対応を検討する必要がある。

企業会計は「経営」の一部であり、経営者自身の責務である。当たり前のことであるが、IFRSの議論を契機に、この原点に立ち返ってみてはどうか。

関連ニュース

2009年12月12日付日本経済新聞朝刊7面
金融庁は11日、国際会計基準（IFRS）に基づく有価証券報告書の提出を認める内閣府令を公布した。日本は2015年にも上場企業の連結決算に国際基準を強制適用する方向で検討している。法律面の環境が整うことで、今後企業の導入準備が本格化する。トヨタ自動車など一部の大手企業が採用している米国会計基準は16年3月期で廃止になる見通しだ。



キーワード

■国際会計基準（IFRS） 国際会計基準審議会（IASB）が作る会計ルール。自国で会計基準を作るインフラを持たない新興国などを含め、100カ国以上が採用している。2005年に欧州連合（EU）が域内の上場企業に対し、いち早く適用を義務付けた。日本ではこのほど金融庁が10年3月期からの任意適用を認め、さらに強制適用とするかを12年中に判断する予定だ。これとは別に、日本基準を作成する企業会計基準委員会が国際合意に基づき、国際会計基準と日本基準の違いを減らす「共通化」の作業を11年6月までに終わらせるよう作業を進めている。

ほりもと・よしお 1990年、東大卒、大蔵省（現財務省）入省。米ハーバード大大学院に留学した後、米ワシントンで世界銀行審議役として勤務。帰国後、2000年より金融庁に入り、監督局、検査局、総務企画

局官房を歴任。地域銀行、主要行、外資系金融機関の監督・検査のほか、金融再生に向けた各種プログラムの策定にかかわる。その後、財務省文書課、総理官邸の総理補佐官秘書官を経て2008年から現職。44歳。